

掲示期間 12.26 - 1.4

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 80号

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例

新潟市新津鉄道資料館条例（平成 16 年新潟市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 資料館の施設の利用につき、その利用者から使用料を徴収する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) ミニSL 別表第 2 に規定する額

(2) 附属設備 実費等を勘案して市長が別に定める額

第 11 条中「ミニSL」を「資料館の施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。